

サプライヤー情報交換制度に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたび当社においては、下記社団法人リース事業教会のサプライヤー情報交換制度に基づき、お取引先様に関する情報を収集・利用いたしますので、お知らせいたします。

謹白

記

1. 趣旨

当社が加入する社団法人リース事業協会（以下「協会」といいます。）及び当社を含む協会の会員会社（以下「会員会社」といいます。）においては、小口リース取引に関するリースユーザーの苦情を解消するため、様々な対応策を講じております。

今般、協会及び会員会社においては、リースユーザーの保護と小口リース取引の健全な発展のため、サプライヤー情報交換制度（以下「本制度」といいます。）を立ち上げて、会員会社間でお取引先様の情報を利用等することといたしました。

本制度は、協会及び会員会社の社会的責務として、公益目的のために実施するものであり、お取引先様におかれましても、本制度の趣旨をご理解くださいますようお願い申し上げます。

2. 利用・収集・登録する情報

当社においては、お取引先様及びその代理店に関する次の情報（以下「サプライヤー情報」といいます。）を収集・利用するとともに、本制度において、サプライヤー情報を登録し、本制度に参加する会員会社間で利用いたします。

また、本制度において、サプライヤー情報は、当社とお取引先様との提携契約の終了に係らず（またお取引先様とその代理店との提携契約の終了に係らず）、登録した日から5年間登録されます。

〈サプライヤー情報〉

- ① 名称
 - ② 住所
 - ③ 電話番号
 - ④ 顧客等（当社のリース契約先及び連帯保証人、これらの代理人を含みます。）からのお取引先様（お取引先様の代理店を含みます。）の取引行為に関する苦情を受けた事実
 - ⑤ 上記の①から④に付随する情報
- ※1 上記の①から⑤の情報には、個人情報含まれません。
- ※2 苦情とは、顧客等からの、お取引先様（お取引先様の代理店を含みます。）の取引行為に関する不満足の表明を意味します。本制度では、上記④のとおり、顧客等から苦情を受けた事実を登録します。当社におきましては、顧客等の苦情を解消等するため、お取引先様にご連絡を差し上げる場合がございますので、その際にご協力くださいますようお願いいたします（お取引先様の代理店の取引行為に係る苦情についても、お取引先様にご連絡を差し上げます。）。
- ※3 お取引先様の代理店の取引行為に係る苦情も、お取引先様のサプライヤー情報として登録します（上記⑤に含まれる情報として、代理店名の名称、住所、電話番号等を登録します。）。

3. サプライヤー情報の利用目的

当社及び会員会社においては、サプライヤー情報を次の目的にのみ利用いたします。

- ① お取引先様と提携契約を締結するに際しての審査・判断の参考情報
- ② お取引先様と提携契約を締結した後のお取引の管理又はお取引継続の判断の参考情報